注　記

【重要な会計方針】

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省　日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂）（以下「国立大学法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

下記を除き、期間進行基準により収益化を行っております。

⑴　退職一時金等の特殊要因経費に充当される運営費交付金

費用進行基準

⑵　教育・研究基盤維持経費に充当される運営費交付金

費用進行基準

⑶　文部科学省が指定するミッション実現加速化経費のうち共同利用・共同研究支援分等に充当される運営費交付金

業務達成基準

⑷　学長が業務達成基準の適用を承認した事業に充当される運営費交付金

業務達成基準

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産の減価償却

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準にしておりますが、受託研究収入、共同研究収入又は受託事業等収入により購入した償却資産のうち、令和４年度以前に取得した償却資産及び令和５年度以降に取得し当該研究等の終了後に他の目的に使用することが困難な償却資産については当該受託研究、共同研究又は受託事業の期間を耐用年数としております。

なお、リース資産のうち、所有権移転外ファイナンス・リースは、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用し、所有権移転ファイナンス・リースは通常の有形固定資産と同様の方法により減価償却をしております。

主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	６～50年
構築物	８～60年
機械装置	７～17年
工具器具備品	２～20年
船舶	５年
車両運搬具	５～６年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産の減価償却

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。また、リース資産のうち、所有権移転外ファイナンス・リースは、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用し、所有権移転ファイナンス・リースは通常の無形固定資産と同様の方法により減価償却をしております。主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

特許権	８年
ソフトウェア	５年

３．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

⑵　その他有価証券

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

４．収益及び費用の計上基準

附属病院の診療に係る収益は、主に健康保険組合等の保険者又は患者から支出された医療費（診療費）であり、当法人は患者に対して診療行為等のサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、診療行為等のサービス等を実施した一時点において充足されると判断し、収益を認識しております。

５．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　医薬品及び診療材料

最終仕入原価法による低価法によっております。

⑵　貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

６．引当金の計上基準

⑴　徴収不能引当金及び貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金

職員に支給する賞与について運営費交付金により財源措置がなされないものについては、支給する賞与に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

なお、職員に支給する賞与のうち、翌期の運営費交付金により財源措置がなされるものについては、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における賞与引当増加相当額として、当事業年度末の支給対象期間に応じた支給見込額から前事業年度末の同見込額を控除して計上しております。

⑶　退職給付引当金

退職一時金のうち、運営費交付金により財源措置がなされないものについては、教職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準を適用しております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異は、発生した事業年度にそれぞれ全額費用処理しております。

なお、退職一時金のうち、運営費交付金により財源措置がなされるものについては、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における退職給付引当増加相当額として、自己都合退職による退職一時金の期末要支給額に基づき計上しております。

７．リース取引の会計処理

⑴　ファイナンス・リース取引

リース料総額が3,000千円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に準じた会計処理を行っております。

⑵　オペレーティング・リース取引

リース期間の中途において契約を解除できないオペレーティング・リース取引の未経過リース料については以下のとおりです。

①　貸借対照表日後一年以内の期間に係る未経過リース料　5,131千円

②　貸借対照表日後一年を超える期間に係る未経過リース料　12,031千円

８．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

９．記載金額の表示

貸借対照表等に記載している金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。ただし、利益の処分に関する書類（案）については、円単位で表示しております。